内閣府本府が実施した政策評価についての審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」(平成 13 年 12 月 28 日閣議決定。以下「基本方針」という。)では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

- 「平成 14 年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」における計 19 件の政策評価
- ア 実績評価方式を用いた評価 18件(11政策分野 18政策)
- イ 総合評価方式を用いた評価1件(「障害者施策の総合的推進(障害者基本計画)」)
- (注)「平成14年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」は、平成15年7月9日に送付されてきたものである。このうち、上記イは、「障害者基本計画」(平成14年12月24日閣議決定。以下、「新たな障害者基本計画」という。)の策定に当たり、様々な情報を得るために行われた評価である。

2 実績評価についての審査

(1)審査の考え方と点検の項目

(目標の設定状況)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価していく方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にするとともに、その水準をいつまでに達成しようとするのかをあらかじめ定めておく必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である(注)。

目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期(基準年次)及び目標を達成しようとする時期(達成年次)が設定されているかどうか。

(注)目標に関し達成すべき水準が数値化されていないものの中には、目標値の設定が容易ではない ものもあり得るが、その点について精査を行ったものではない。

(目標の達成度合いの判定方法)

実績評価方式は、目標の達成度合いについて評価することが基本である。目標の達成度合いについての判定の結果については、国民への説明責任の観点から、明確な判定基準に基づき整理されることが望ましい。目標に対する実績が数値により測定可能なものとなっていれば、目標の達成度合いは明らかであることから、その水準をどのように評価するかについての判定基準が明示されていれば、達成度合いを

客観的に評価することが可能となる。

しかしながら、目標の達成度合いを数値で表せず、達成度合いの判定基準を明確に示すことが困難である場合においては、目標の達成度合いをどのように判定しているかについて説明することが求められる。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

目標の達成度合いについての判定基準を定量的に示すなど具体的で明確になっているかどうか。

目標の達成度合いが数値で表されていないものについて、達成度合いについての判定の結果を「目標が達成できた」、「目標達成にもう一歩であった」などパターン化した表現等により分かりやすく整理しているかどうか。

(2)審査の結果

実績評価方式を用いた評価は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を 設定し、目標に対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、その達成度合い について評価を行うことが基本となっている。

18 政策についての実績評価の結果をみると、いずれの政策も引き続き継続して取り組むべきものとされている。内閣府では、政策評価の結果について「アウトカム (政策効果)ベースでみると、所期の成果が必ずしも十分には得られていない政策も見受けられた」としており、18 政策中 17 政策について、それぞれ今後の検討課題を整理している(注)。

(注)内閣府では、内閣府の政策の特性として、所掌事務の性格上府省横断的な取組を要するものが多いこと等を挙げており、今後の取組方針等の中で、関係行政機関への働きかけや連携等の強化を課題としているものが少なくない。

これら 18 件の実績評価についての審査の結果は、以下のとおりである(詳細は、 別添 1 - 政策評価審査表(実績評価関係)参照)。

【審査結果整理表】

		目標	悪の設定状況	況	目標の達成	
政策 番号	政策	目標値等 の設定の	目標期 設定の		度合いの判 定方法 (判定基準の	
		有無	基準 年次	達成 年次	定量化等)	
1 - 1	市場開放問題、政府調達に係る苦情処理を通じた市場ア クセスの改善	-	-	-	-	
1 - 2	国内の経済動向の分析(定例インタビュー)	-	-	-	-	
1 - 3	経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに 類する理論を用いた研究の推進	-	-	-	-	
2 - 1	原子力研究開発利用の推進	-	-	-	-	
3 - 1	沖縄の戦後処理対策	-	-	-	-	

3 - 2	沖縄の特殊事情に伴う特別対策				-
4 - 1	青年国際交流の推進		1		-
5 - 1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大		1		-
5 - 2	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組	-	1	-	-
6 - 1	物価関連施策の推進	-	1	-	-
7 - 1	災害復旧・復興に関する施策の推進	-	1	-	-
8 - 1	原子力の安全確保に関する知的基盤の整備	-	1	-	-
8 - 2	原子力施設の安全確保	-	-	-	-
8 - 3	原子力災害対策	-	-	-	-
8 - 4	原子力安全に関する国民との対話の促進	-	-	-	-
9 - 1	北方領土問題の解決促進のための施策の推進	-	-	-	-
10 - 1	社会連帯等の国民運動	-	-	-	-
11 - 1	世論の調査		-		-
	숨 計	= 4	= 1	= 4	-

18 政策中、目標に関し達成しようとする水準が数値化されている 4 政策については、目標達成に向けた進ちょく状況が分かるようになっているが、目標の達成度合いの判定基準は、定量化するなどにより示されているわけではない。その他の 14 政策については、その進ちょく状況が定量的に把握できるようになっておらず、また、目標の達成度合いの判定結果についてパターン化した表現を用いるなどによる整理はされていない。

目標の達成度合いの判定方法に関して、内閣府では、上記の4政策については、他の関連指標や外部要因等を考慮することにより、目標の達成状況を把握し、また、残る14政策については、関連指標の推移等を通じて当該政策の効果を把握することによって、目標の達成に向けて一定の進展があったことを明らかにしているとしている。

また、設定された118の指標のうち約5割は、アウトプットに着目した指標となっているが、達成すべき目標に対する実績を測定するためには、政策等の特性に応じて、可能な範囲内でアウトカムに着目した指標の活用を一層進めることが望ましい。

このようなことから、政策の特性も勘案しつつ、いつまでにどの水準まで達成しようとするのかを明確にするための適切な目標値、目標期間の設定がどの程度可能か、目標に対応した適切な測定指標としてどのようなものが設定可能か、引き続き検討を進めていく必要がある。

なお、政策の実施に要した費用等に関する情報として、18 政策の平成 14 年度予算額等が 記載されている。

- (注) 1 「目標値等の設定の有無」欄には、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている場合には「」を記入し、いずれにも該当しない場合には「-」を記入している。ただし、達成すべき水準は数値化されていないものの、前年度よりも数値を向上させる等の方向が示されている場合には「」を記入している。
 - 2 「目標期間の設定の有無」欄には、目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期が設定されている場合には「基準年次」欄に「 」を、目標を達成しようとする時期が設定されている場合には「達成年次」欄に「 」を記入し、それらが設定されていない場合には当該欄に「 」を記入している。
 - 3 「目標の達成状況の判定方法(判定基準の定量化等)」欄には、目標の達成度合いについての判定基準が定量化されているか、又は、具体的で明確なものとして示されている場合には「」を記入し、示されていない場合には「」を記入している。

また、「-」を記入したもののうち、目標の達成度合いについての判定の結果をパターン化した表現等により分かりやすく整理している場合には、右横に「」を記入している。

3 総合評価についての審査

総合評価方式は、政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、評価対象である 政策の問題点の解決に資する情報を提供することにより、政策の見直しや改善に資す ることを主眼として実施される評価方式である。

今回の総合評価は、「障害者対策に関する新長期計画」(平成5年3月22日障害者対策推進本部決定。以下「これまでの障害者基本計画」という。)について、計画の理念と目標に沿って施策が実施されているか、施策の総合的な推進が全般的に有効に機能しているかなどの検証を行うことにより、新たな障害者基本計画の策定に資することを目的として実施したものである。評価結果としては、これまでの障害者基本計画とその下で具体的目標を示した「障害者プラン」(平成7年12月18日障害者対策推進本部決定)の策定は、障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野への参加を促進することに有効であったとしている。

政策評価の評価書については、政策の策定や見直し作業開始、遅くともその作業過程の途上において作成し、活用するべきものとされている。また、特に、このような長期計画は、複数省にまたがる施策について中長期的な方向性を示そうとするものであり、国民生活や社会経済への影響等も大きいところから、関係府省との政策連携、国民に対する説明責任の徹底等を図る観点から、計画の策定・改定の過程に先立って評価結果を明らかにする必要が高い。

今回の評価書が送付されてきたのは、平成15年7月である。内閣府では、評価書の取りまとめ前の段階において、評価結果を新たな障害者基本計画の策定(平成14年12月)に活用するとともに、関連の白書を通じて評価結果についての説明責任を果たしている(注)としているが、国民に対する説明責任を一層徹底させるためにも、今後は、評価書の作成及び公表をより早期化することが望まれる。

(注)平成14年度版障害者白書(平成14年11月29日公表)では、評価結果とほぼ同様の内容が「第1部 障害者対策に関する新長期計画の10年を振り返って」として記述されている。

詳細は、別添1 - 政策評価審査表(総合評価関係)のとおりである。

また、総合評価方式は、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、 政策についての問題点やその原因の分析等を行うため、専門知識の活用が重要である。 さらに、学識経験を有する者の知見の活用方法は様々であることから、意見の聴取の 仕方、聴取した意見の内容等を明らかにするなど、その活用状況を評価書に明記する ことが重要である。

今回の評価の対象については、2人の学識経験を有する者から意見を聴取した結果、「おおむね同旨の意見をいただいている」としているが、意見聴取の態様や聴取した意見の内容等がより明確になるよう、今後は、評価書への記載を一層充実させることが望まれる。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた横断的又は共通的な課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。また、総合評価については、評価の方法が各府省により、テーマにより様々であることから、各府省が実施した政策評価の審査活動等を通じ、整理・検討を行っていくこととする。

【別添1-】

政策評価審査表 (実績評価関係)

(説 明)

本表は、公表された内閣府の「平成14年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」を基に総務省の責任において整理したものである。 各欄の記載事項については以下のとおりである。

欄名	記載事項
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「達成すべき目標」欄 (「政策の目標・目的」)	あらかじめ政策効果に着目して設定された達成すべき目標を記入した。
「目標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(総務省行政評価局)」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。 なお、「P」(=out <u>P</u> ut)はアウトプット「C」(=out <u>C</u> ome)はアウトカムを表す。
「測定指標」欄	評価書の記載項目9「政策効果の把握の手法又は指標(及びその結果)に記載されている指標を記入した。 なお、評価書で使用している指標は、「指標」、「参考指標」及び「指標(参考)」が用いられているが、「指標」及び「参考指標」の定義はない ため、「指標」及び「参考指標」の区分は記入していない。
「指標分類」欄	別添の「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(総務省行政評価局)」を踏まえ、「P」「CM」「CI」のいずれか該当するものを記載した。ただし、当省(行政評価局)において示した分類と内閣府の分類に違いがある場合には、その両方を記載し、当省(行政評価局)の分類結果を()内に示した。 なお、「CM」(=outCome Measurable)はアウトカムで定量的な指標、「CI」(=outCome Immeasurable)はアウトカムで定性的な指標、「P」(=outPut)はアウトプット指標をそれぞれ示す。
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を記入した。 数値化された目標値が具体的に設定されているもののみを記入した。
「目標期間」欄	「達成年次」には、政策を実施することにより達成すべき目標を達成しようとする年次を、また、「基準年次」には、目標の達成度合いを把握するための基準となる年次を記入した。
「測定結果等」欄	測定の結果等を記入した。
「評価の結果」欄	内閣府の評価書の記載項目 12「政策評価の結果」及び 13「今後の政策等に反映すべき事項及び今後の取り組み方針」を記入した。
「政策手段」欄	達成すべき目標を実現するために具体的に講じる手段が記載されている場合、その内容を記入した。 なお、目標を達成するための政策の実施に要した費用等に関する情報についての記載がある場合は、その費用等を記入した。

アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(総務省行政評価局)

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方に沿って指標 を分類した案を各府省に提示した。各府省がこの分類案と異なる分類の考え方を採っている場合には、当該府省の考え方を以下に別記として整理している。

記

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第3条第1項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民 生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

アウトカム指標		
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及 ぼされる何らかの変化や影響	(例)	○行政サービスに対する満足度、 ○講習会の受講による知識の向上、技能の向上○搬送された患者の救命率、 ○開発途上国における教育水準(識字率、就学率)○農産物の生産量、 ○大気、水質、地質の汚染度○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数○株式売買高の推移、 ○育児休業取得率○就職件数、就職率
アウトプット指標		
アウトカム指標以外のもの		
行政の活動そのもの	(例)	○事業の実施件数、 ○会議の開催数○偽造防止技術の研究件数、 ○環境基準の設定○検査件数、 ○行政処分の実施件数
行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例)	○講習会、展示会等の開催回数、 ○標準事務処理期間の遵守状況 ○電算機の稼働率、 ○助成金の支給件数・支給金額 ○パンフレットの配布数
行政活動により提供されたモノやサービスの利用 の結果	(例)	○講習会、展示会等の参加者数、 ○ホームページ等へのアクセス件数 ○論文の被引用数、 ○共同利用施設の利用者数 ○放送大学の学生数、高等教育機関における社会人の数、 ○技術士、環境カウンセラー等の登録者数 ○相談件数、 ○インターンシップ参加者数
行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり 直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例)	○機構・定員等の審査結果、○一般会計予算の主要経費構成比 ○法令等審査件数、○恩給請求書を3か月以内に総務省に進達した割合
行政活動の結果に起因して生じている現象や事態 を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社 会経済に及ぼす影響を表すまのではないまの	(例)	○各種研究開発の特許取得件数、○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数 ○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数

(別記) 内閣府におけるアウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方

内閣府では、総務省行政評価局の分類において、アウトプット指標として分類されているものの一部について、以下の考え方によりアウトカム指標に分類している。

アウトプット指標分類 (行政の活動そのもの)に該当する指標のうち、次のいずれかに該当するもの (1) 行政の活動量自体が、国民生活や社会経済に及ぼす変化や影響の程度を示しているもの	(例) (1) ・ 輸入促進的な苦情処理が行われた件数 ・ 新たに整備・改訂した安全基準・指針類等 ・ 原子力災害対策に係る防災に関する指針類の改訂
(2) 法等に基づき適切な措置が行われることにより、制度の信頼性が確保され、国 民の安全が図られる等の成果を表すもの	(2) ・ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)の規定に基づく原子力安全委員会への申告に対して的確に処理した件数
アウトプット指標分類 (行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果)に該当する指標のうち、次のいずれかに該当するもの (1) 普及啓発、広報等の行政活動を通じて発信された情報に国民がアクセスしたことにより、それが実際に活用されているという成果を表すもの	 (1) ・ OTOホームページへのアクセス件数 ・ 原子力委員会ホームページへのアクセス件数 ・ 赤土等流出防止に関するデータベースの活用状況 ・ 阪神・淡路大震災教訓情報資料集ホームページへのアクセス件数、アクセス元 ・ 運動ネットワーク・ホームページへのアクセス件数
(2) 行政活動により提供されたモノやサービスに対して国民がどれだけ能動的に対応・参加したかという成果を表すもの	 ・ 世論調査ホームページのアクセス件数 ・ 世論調査報告書の配付・貸出し件数 ・ 国政モニターホームページのアクセス件数 (2) ・ OTOへの苦情申立(受付)件数 ・ 原子力委員会ホームページに対する質問・意見数 ・ 国民との直接対話を行う場への来場者数 ・ パブリック・コメント又は意見公募に寄せられた質問数 ・ 北方領土問題啓発施設「北方館」の入館者数
アウトプット指標分類 (行政内部の相互作用の結果等)に該当する指標のうち、 行政活動の成果が行政内部において活用されたり、行政活動の結果として行政内部 に変化や影響を及ぼすことにより、国民生活や経済社会に変化や影響を及ぼすと判 断できるもの	・ 月例経済報告等への活用

・ 国の審議会等における女性委員の参画状況等「政策・方針決定過程への女
性の参画の拡大」に係る評価書に掲げる指標すべて (7 指標)
・ 公共料金各分野における制度改革への取組状況
・ 公共料金各分野における情報公開に関するガイドラインの策定状況
・ 「地域防災計画」における災害復旧・復興関連項目の改訂経緯
・「地域防災計画」への対応状況
・ 「復興準備計画」に関する事前対策の実施状況に関する評価
・ 規制行政庁が行う安全審査のうち、審査に安全基準・指針類が使用された
ものの割合
・ 各府省の世論調査結果の利活用の実績・予定
・ 各府省の課題報告結果の利活用の状況 (国政モニター)

達成すべき目標の実績を測定する指標の設定状況<総括表>

達成すべき目標についてその実績を測定するため、事前に指標を設定しておく必要がある。また、指標は、できる限りアウトカムに着目した定量的なものであることが望ましい。

内閣府が設定した指標の特徴をみると、目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている指標は計118指標のうち7指標となっている。

【表 内閣府における指標の設定状況とその性質】

評価書	指標名	指標数		を達成しようとす いる指標数	る水準が数値	目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない指標数					
				アウトカム	アウトプット		アウトカム定量	アウトカム定性	アウトプット		
平成 14 年度 内閣府本府	指標 指標(参考)	1 1 7 1	7 0	6 0	1 0	1 1 0 1	4 5 1	5 0	6 0 0		
政策評価書 (事後評価)	合計 (構成比)	1 1 8 (100%)	7 (5.9%)	6 (5.1%)	1 (0.8%)	1 1 1 (94.1%)	4 6 (39.0%)	5 (4.2%)	6 0 (50.8%)		

- (注)1 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている指標数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水 準が具体的に特定されているものを計上した。
 - 2 アウトカム指標とアウトプット指標の区分については、 当省において一定の考え方で分類整理したものを各府省に示し、 それに対し、各府省において分類整理について別の考え方がある場合にはその考え方の提示を受けるとともに、各府省による分類整理の結果を計上した。 詳細は、「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方」参照
 - 3 構成比は、小数点第二位を四捨五入した。

政策評価審査表 (実績評価関係)

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (「政策の目標・目的」)	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標 基準年次		測定結果等	評価の結果	政策手段
1 - 1	市場開放問題、	輸入手続等を含む市場開 放問題に関する苦情処理並		(苦情処理を通じた市場)	アクセス	くの推進)			(評価結果の概要) -・平成9年11月以降のOTO案件の	(1)苦情処理を通じた
	苦情処理を通じ	びに物品及びサービスの政府調達に関する苦情処理を がして、我が国の市場アク		苦情解決比率	CM	1	-	-	平成14年度 17/23 (73.9% 過年度申立案件の解決 9 件含む) 累計 651/660 (98.6%)	************************************	(2)OTO体制活用に 関する普及啓発
	の以音	セスの改善を図る。		輸入促進的な苦情処理が 行われた件数	CM (P)	-	-	-	平成14年度 9 件 累計 356件	は一応の解決を見たと考えられる。 ・残りの173項目のうち、更なる検討 が必要な9テーマにしぼり、OTO	(14年度予算)
				(OTO体制活用に関する	3普及2	8発)				専門家会議で検討を進め、具体的な	
				OTO関連冊子の発行部 数	Р	-	-		市場開放問題苦情処理本部受付・処理状況 1,200冊 OTO案件の総点検 1,000冊 OTO案件の総点検調査票 100冊 OTO案件の総点検関連資料 100冊	一提言を実施。 ・所期の成果が着実にあがり、苦情が解決したか、具体的な提言等を中心に最終段階までのフォローが重要 (今後の取組方針等) ・OTO案件(231件280項目)の総点	
				〇TO及び政府調達苦情 処理体制に関するパンフ レットの発行部数	Р	-	-	-	OTOパンフレット 輸入障壁等でお困りの方へ 1,600部 CHANSパンフレット 政府調達でお困りの方へ 2,000部	一検において、今後○T○案件の処理を進める際に考慮すべき重要課題として以下のような指摘を行った。○T○としては、以下の重要課題を踏まえて今後の苦情処理を進めていく。	
				OTO連絡会議の実施件 数	Р	ı	-	=	14年度 8 か所 (北海道、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、広島、北九州)	- 重要課題 - 重点的に取り組むべきテーマ (1)基準・認証制度に係る課題	
				ホームページのアクセス 状況	CM (P)	•	•		O T O 10,633件 C H A N S 8,308件	(2)「24時間、365日世界に対して開かれた日本」の実現 (3)輸入手続の簡素化、迅速化	
				苦情申立(受付)件数	CM (P)	-	-		個別苦情 14年度 14件、累計 660件 問題提起 14年度 - 、累計 383件 合 計 14年度 14件、累計1,043件	○T○の取組を一層効果的にするための課題 (4)繰り返し検証を行うことの重要性 (5)○T○体制活用に関する普及 啓発の推進	

政策	Th 75 62	達成すべき目標	目標	, dul c. + + + + ±	指標	口捶法	目標	期間	With the Mo	で圧る仕里	Th グマ ブ CD
番号	政策名	(「政策の目標・目的」)			分類	目標値	基準年次	達成年次	測定結果等	評価の結果	政策手段
1 - 2	国内の経済動向の公共(空例)	経済統計だけでは実態の 把握に時間がかかったり限		(1) 定量的方法						(評価結果の概要) ・対象業種の入れ替えにより、景気	景気動向を把握する上で
	ンタビュー)	REMECHIENTがかったり限 界があったりするため、企 業関係者からの意見聴取を 定期的に行い、景気判断の 迅速性、的確性を高める。		ヒアリング対象業種の経 済全体における位置	P	-	-	-		全体の動向をより多角的に把握する ことが可能になった。	種・分野について毎月関 係者を呼んでヒアリング を実施
				ヒアリング対象業種と景 気動向と景気の先行きと の関係	P	1	-	-	定例インタビューでは、景気動向指数における先行系列に該当する 指標に関連する情報を直接関係者から聴取できる。	・こうした成果は、月例経済報告等や景気分析などに活用されているほか、ホームページなどで広く公表している。 (今後の取組方針等)	約2百万円
			ĺ	(2) 定性的方法	1					・必要性・効率性が確認されたため、	
				月例経済報告等への活用	CI (P)	1	-	-	統計の公表前の実態面の変化や、統計から把握できない情報等が入 手可能となった。	平成15年度においても、引き続き行うこととした。	
				景気分析への活用	CI (P)	1	-	-	定例インタビューを通じて得た情報は、「月例経済報告等に関する 関係閣僚会議」において関係閣僚に報告するほか、景気分析に活用し ており、その成果も、例えば「今週の指標」を通じて広く公表してい る。		
1 - 3	の経済理論その 他これに類する 理論を用いた研 究の推進	資源・エネルギー・環境 という諸課題への対応について総合的な経済社会を持続し、経済社会を持続 で実施し、経経路では、経路で実施のの戦略の企画立る。 が戦略の企画立る。		論文を精読し、我が国 が置かれたな大会に が置いらしまい が置いらしまり により により により により 所で が、得ら会乗せ 実 により 所で が成長略のか のか で のか のか のか のか のか のか のか のか のか のか のか のか のか		-	-		標としている最終論文集は作成途中	(評価結果の概要) ・現るよりでは、	らネル語を共立のでは、 ・ 本語を関する。 ・ 本語を関する。 ・ 本語を関する。 ・ 本語を関する。 ・ は、 ・ は、 は、 ・ は、 ・ は、 、 は

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (「政策の目標・目的」)	目標分類		指標 分類	目標値	目標 基準年次				測定	結果等			評価の結果	政策手段				
2 - 1	原子力研究開発	国民に対して原子力政策	С	(1)情報公開の推進					平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度		(評価結果の概要)	(1)情報公開の更なる				
	利用の推進	に関する説明責任を徹底するため、原子力委員会の諸 活動について、原子力委員会の諸		定例会資料の公開件数	P	-	-	-	72回中 72回	77回中 77回	72回中 72回	56回中 56回	39回中 39回		・原子力委員会定例会及び専門部会 の資料は原子力委員会ホームページ で公開し、その他の資料についても	, ,				
		会事務局として、これまで 以上に情報公開を実施する ことや、原子力政策の推進 に必要な調査の結果を公表		専門部会・懇談会等資料 の公開件数	Р	-	-	-	26回中 26回	68回中 68回	57回中 57回	18回中 18回	35回中 35回		既刊分の電子化・ホームページ掲載 を進め、着実に情報公開が進展。また委員会の審議の基礎となった調査 結果も公表し透明性の向上に寄与	(14年度予算) 111百万円				
		でからない。 することによって原子力研究開発利用の推進に資する。			原子力委員会月報の電子 化 	Р	-	-	-	-	-	-	116冊 (昭和31 年~40年 分)	117冊 (昭和41 年~50年 分)		品来でなるなり返りにの可工に可可 ・原子力委員会ホームページには1 日平均100件以上のアクセスがあり、 総アクセス数も多数であることか ら、インターネットを活用した情報				
				情報公開開示請求に対する公開件数	Р	-	,	-	-	-	-	14件	0件(情報 公開請求無 し)		公開は、一定の成果をあげている。 (今後の取組方針等) (1)情報公開関連 政策評価により明らかになった問					
				原子力白書の電子化	Р	-	-	-	-	-	-	年~平成	なし (既刊白書 は全て電 子化終 了)		題点を解消し、原子力委員会ホームページが情報公開の媒体としてより効果的に機能するように、以下の検討を行う。 最新の技術であるMacromedia Flashをメニューに導入し、視覚的に					
					 		原子力委員会ホームページカウンター数(トップページに対するアクセス数)	CM (P)	-	-	-	-	1	-	合計 29,020回 (平成13 年7月よ り)	合計 44,805回		動きのあるサイトにする。 メニュー構造を再編し、すべて の資料にトップページから容易にた どり着けるようにする。 現状コンテンツのほとんどすべ		
				原子力委員会ホームページ総アクセス数(全ページに対する延べアクセス数)	CM (P)	-	-	-	-	-	-	総計 8,298,279 回	総計 10,209,31 8回		てのページに説明文を追加する。 (2)調査内容の公表 調査内容の報告書は原子力公開資 サセンターで公開されているが、今 後、国民に対して調査結果をより広 く効果的に公表するための方法を検					
				原子力委員会ホームペー ジに対する質問・意見数	CM (P)	-	-	-	-	-	-	(うち質 問23件中 23件回答	合計30件 (うち質 問23件中 20件回答 済み)		討することが必要					
								(2)調査内容の公表 平成14年度に実施し た調査の成果物の公表	Р	-	-	-	ついて、以 ・世界の原	下の調査の 子力事情に	成果物を公	長	4年度に実施	した調査に		

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (「政策の目標・目的」)	目標 分類		指標 分類	目標値	目標期間 基準年次 達成	間 成年次			測定約	吉果等			評価の結果	政策手段
3 - 1	沖縄の戦後処理			(1)不発弾等の探査、発掘					平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度			本施策は、埋没不発弾等
	対策 環として、不発弾等対策を 推進する。	•	不発弾等処理事業の実施 件数(件)	P	-	-	-	20	16	15	16	15 (発見埋没 弾617.7 kg)	/	・平成14年度までの不発弾の発見・処 によ 理の実績のほか、元年度からの広域 ためと 発掘事業により現在県内 7 中区 環 の探査・発掘が完了し、確実に民対策 の安全・安心に貢献。平成14年度か具体	ため、戦後処理業務の一 環として、不発弾等処理 対策を実施する。	
				広域探査発掘事業の実施 地区数	P	-	-	-	6	6	5	5	5 (20箇所: 発見埋没 弾2,612.5 kg)			交付金を交付し、県民からの情報に基づき、不発 弾等の探査・発掘等(不 発弾等処理事業、広域探
				市町村支援事業の実施件 数(件)	Р	-	-	-	-	-	-	-	14 (発見埋没 弾 3 箇所 76kg)		する。 ・情報収集事業について、情報保有 者の高齢化等に対応した方法を検討 する。	・市町村が実施する公共 事業に先立って実施する 不発弾等の探査・発掘に 対する支援(市町村支援
				(2)不発弾等の探査、発掘	の効果	的実施			平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	1/	・不発弾の啓発活動について、積極 的に取り組み不発弾の取り扱い方法	
				発掘した不発弾等の重量 (トン)	Р	-	-	-	5.0	3.7	2.3	4.6	3.3	\bigvee	について、県民にPRする。	(14年度予算) 475百万円

政策番号	政策名	達成すべき目標 (「政策の目標・目的」)	目標分類	測定指標	指標 分類	目標値		票期間 達成年次			測定絲	吉果等			評価の結果	政策手段
3 - 2		沖縄の特殊な自然的要因 等になって引き起こされる 赤土等流出問題に対し、発 生源対策を講じるための調 査・研究等を進めること等		赤土等流出防止に関する DBの活用状況	CM (P)	-	-		平成12年 4 約6,2 (約443 現在、総ア	200件 件/月)	14,4 (1,200	00件 件/月)	19,6	月~15年 5 600件 3件/月)	等流出調査や土壌分布把握調査による状況把握及び地域ごとの状況に応	
		且・研え寺を進めること寺により、赤土等流出の抑制 を促進する。		赤土等個別対策技術(グ リーンベルト)の活用の 実績	CM (P)	実施事 業地区 中全て	毎年度	毎年度	平成11年度 4 事業 地区中 1 件	12年度 3 事業 地区中 0 件	13年度 5 事業 地区中 4 件	5 事業 地区中 4 件			した対策の実施、	関係府省庁連絡会議」の 開催 (14年度予算) 196百万円
				赤土関係普及啓発活動 (流域協議会設立に向け ての説明会等)の実績	Р	-	-	-	平成10年度 1	11年度 2	12年度 2	13年度 1	14年度 4		細やかな赤土対策を講じることが可能 ・関係省庁間での連絡会議における情報・意見交換等により、総合的・効果的な対策が可能 ((今後の取組方針等)	
				赤土等推定年間流出量の 推移 (参考)	CM	-	-	-	平成 5 年度 52万 t /年 平成16 ²		13年度 29.9万 t /年 よ沖縄県の道				(今後の取組方針等) ・引くを表示を切ります。 (今後の取組方針等) ・引いた事情を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (「政策の目標・目的」)	目標分類	測定指標	指標 分類	目標値		連成年次	測定結果等	評価の結果	政策手段
4 - 1	青年国際交流の	事業の実施を通じて青少	С	国民の声(世論調査)	CM	-	-	-	(略)	(評価結果の概要)	(1)国際青年育成交流
	推進	年を健全育成するととも に、日本と諸外国の青少年 の相互理解と友好の増進を	1		P	-	-	-	平成10年度 11年度 12年度 13年度 14年度 派遣青年 派遣青年 派遣青年 派遣青年 派遣青年	・本事業の内外での高い知名度や伝統によって幅広い交流を可能にする 人的資産のネットワークが形成さ	(2)青年の船事業
		図る。		参加者の人数					291人 303人 297人 298人 300人	れ、また、内外既参加青年の事後活 動への参加による地域の国際化がな	業の活動充実強化 (4)日本・中国青年親
									招へい青 招へい青 招へい青 招へい青 招へい青 年 766人 年 699人 年 726人 年 774人 年 694人	されており、内外の青年の健全育成に役立っている。 ・参加青年の自己評価においても、	(5)日本・韓国青年親
			!	青少年国際交流事業参加青						本事業は諸外国との相互理解や友好	
			į		CM	67%以	-		国際青年育成交流事業派遣日本青年 83.1%	に役立ち、参加青年の将来にとって	
			İ		!	上		干及	国際青年育成交流事業招へい外国青年 95.5%	有意義であるとされており、参加青年の事後活動団体への参加率は90	
			ŀ		<u> </u>				世界青年の船事業日本参加青年 88.4%	パーセントを超える。	リーダー育成プログラム
			į	・参加者アンケート調査	i				世界青年の船事業外国参加青年 98.2% 東南アジア青年の船事業日本参加青年 97.0%	(今後の取組方針)	13.22
			ļ	において、日本と諸外国 との相互理解が深まった	!					・内閣府は、外務省を中心とした各	
			į	と思う者の割合	<u> </u>				東南アジア青年の船事業外国参加青年 91.0% 日中友好親善交流事業派遣日本青年 64.0%	省と国際交流の推進について密接な	1,855百万円
			İ		!				日韓友好親善交流事業派遣日本青年 91.7%	連絡、情報交換、協議等を行いつ つ、青年の国際交流を通じた健全育	
			Ì		į l				21世紀ルネッサンス青年リーダー招へい事業招へい青年 89.8%	成を、これまでの資産を有効活用	
			İ		į				青年社会活動コアリーダー育成プログラム派遣日本青年 80.0%	し、引き続き行っていくことが適当	
			ļ		CM	67%以	-	平成14	国際青年育成交流事業派遣日本青年 84.7%	である。その際、事業ごとの特色を	
			į			上			国際青年育成交流事業招へい外国青年 94.3%	よりいかしたものにし、また、企業 や団体の協力を得て、多様な青年の	
			•		!				世界青年の船事業日本参加青年 88.4%	需要にこたえられるようなものにし	
			ļ	・参加者アンケート調査	!				世界青年の船事業外国参加青年 98.3%	たい。	
			İ	において、日本と諸外国	į				東南アジア青年の船事業日本参加青年 100.0%		
			ŀ	との友好が深まったと思					東南アジア青年の船事業外国参加青年 94.9%		
			į	う者の割合	<u> </u>				日中友好親善交流事業派遣日本青年 72.0%		
			į		i				日韓友好親善交流事業派遣日本青年 87.5%		
			!		!				21世紀ルネッサンス青年リーダー招へい事業招へい青年 93.6%		
			į		<u> </u>			— - B	青年社会活動コアリーダー育成プログラム派遣日本青年 90.0%		
			İ		CM	67%以 上	-		国際青年育成交流事業派遣日本青年 79.7%		
			ļ		!			十反	国際青年育成交流事業招へい外国青年 81.8%		
			į		i				世界青年の船事業日本参加青年 96.4% 世界青年の船事業外国参加青年 75.9%		
			!	・参加者アンケート調査 において、これらの事業	!				世界青年の船事業外国参加青年 75.9% 東南アジア青年の船事業日本参加青年 97.0%		
			į	が本人の将来に役立った	į				東南アジア青年の船事業外国参加青年 97.0% 東南アジア青年の船事業外国参加青年 80.5%		
			İ	と思う者の割合					日中友好親善交流事業派遣日本青年 92.0%		
			•						日韓友好親善交流事業派遣日本青年 100.0%		
			į		<u> </u>				21世紀ルネッサンス青年リーダー招へい事業招へい青年 93.6%		
					!				青年社会活動コアリーダー育成プログラム派遣日本青年 100.0%		
			İ		CM	90%以	-	平成14	国際青年育成交流事業 71人中65人が会員	1	
			į			上			世界青年の船事業外国参加青年 117人中117人が会員		
			1	東兴至加圭ケの東後ば登					東南アジア青年の船事業日本参加青年 38人中38人が会員		
			į	事業参加青年の事後活動 団体への参加率	i				日中友好親善交流事業派遣日本青年 30人中30人が会員		
			1	日中、シジルギ					日韓友好親善交流事業派遣日本青年 29人中29人が会員		
			İ		<u> </u>				青年社会活動コアリーダー育成プログラム 15人中8人が会員		
			į		<u> </u>				計300人中287人が会員(参加率95.7%)	1	
			!	派遣先又は招へい元にお	CI	-	-	-	青年国際交流事業は、各国の地元紙で取り上げられている。		
			İ	ける参加青年の活動実績	į				事業参加後に要人になった人をはじめ参加後の青年達が、さまざまな 彩で事業の価値を公にしている		
<u> </u>	<u> </u>		i		<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	形で事業の価値を公にしている。	Į	

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (「政策の目標・目的」)	目標 分類		指標 分類		目標 基準年次	期間 達成年次			測定約	结果等			評価の結果 政策手段
5 - 1	過程への女性の 参画の拡大	(1)国の審議会等における女性委員の割合を平成17年度末までのできるだけ早い時期に30パーセントの目標達成を促進する。(2)女性国家公務員の採用・登用等を促進する。		「国の審議会等における 女性委員の参画状況調 べ」(内閣府)	CM (P)	(30%) 男女 同様進本 部標		平成17 年度末	平成10年度 18.3%	11年度 19.8%	12年度 20.9%	13年度 24.7%	14年度 25.0%		(評価結果の概要) ・平成14年9月末現在、審議会等の女性の参画の促進性委員の割合・女性の登用率は前年より着実に伸びており本施策は有効に機能・各府省の計画的な女性職員採用・登2005年)度末までので用の拡大の取組が、一定の成果を上るだけ早い時期に
				国家公務員行政職(一)のうち女性国家公務員の割合	CM (P)	-	-	-	17.1%	17.1%	17.1%	17.1%	-		げている。これらの成果は必ずしも 内閣府の施策のみに帰することは困 難であるが、間接的に取組が有効に 機能している考えられる。 (今後の取組方針等)
				国家公務員指定職及び行 政職(一)9級以上の女 性の割合	CM (P)		-	1	1 . 1%	1.2%	1.3%	1.4%	-		・国の審議会等における女性委員の 登用の促進については、今後とも、 男女共同参画推進本部で設定した目 標値(30パーセント)の早期達成にし、各府省に対し情報を 努め、男女共同参画会議における平供することにより、女 成13年度の監視結果も踏まえなが委員の登用率の増加に
				・・・種試験の合格	CM (P)	-	-	-	種	合札 採月	用者	15.2% 15.9%	14.6% 16.6%	/	ら、引き続き、調査・公表、各府省に 対する要請、女性人材データベース あらゆる機会を用 への女性学識者の情報の拡充に努め て、各府省に対し取組
				者・採用者に占める女性の割合					種 ———— 種	合 ^材 採月 合 ^材	用者	26.2% 25.7% 36.9%	25.4% 26.4% 42.9%	/	る。特に、平成15、16年度は委員の推進を呼びかける。 改選が多いと思われることから、各(2)女性国家公務員の 府省に対する積極的な働きかけに努用・登用等の促進
					70.0	714 1 4		m (採月	用者	36.1%	-		の 目に対する 損極的 な 倒さか かに男
				各府省の「女性職員の採用	月・登月	†拡大計	囲」のほ	以組状为		増加	横ばい	減少	採用なし等		女性国家公務員の採用・登用等の促画や人事院の指針を
					CM	-	-	-	種			3 (9.7%)		/	進については、男女共同参画会議にけ、男女共同参画推進 おける平成13年度の監視結果も踏ま部が行った決定を踏
				平成14年度の採用状況	(P)				種	13(41.9%)	11(35.5%)	3 (9.7%)	4 (12.9%)	/	えながら、政府全体としての取組を え、各府省の取組を推 推進するとともに、各府省における する。
									種	14(45.1%)	5(16.1%)	6 (19.4%)	6 (19.4%)	/	取組状況の把握に努める。 「女性の政策決定参
				採用に関する計画にお	CM	1	-	1		進んでいる	変化なし	進んでいな い	評価困難		状況調べ」などにより 女性国家公務員の採用 登用の状況について公
				ける目標との関係	(P)				機関数	17(54.8%)	6 (19.4%)	2 (6.4%)	6 (19.4%)		する。 (14年度予算)
					СМ	-	-	-		増加	横ばい		今後把握等		4.327百万円
				平成14年度の登用状況	(P)				係長級		6 (19.4%)	` ′	9 (29.0%)	/	
					<u> </u>				補佐級	9 (29.0%)	9 (29.0%)	3 (9.7%)	10(32.3%)	/	

政策番号	政策名	達成すべき目標 (「政策の目標・目的」)	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標 基準年次		測定結果等	評価の結果	政策手段
	らゆる暴力の根	(1)「女性に対する暴力をなくす運動」を活用するなど、女性に対する暴力のための広報啓発活動を実施し、この問題についての社	С	「女性に対する暴力に関す るシンポジウム 」におけ るアンケート調査		-	-	-	区 分 14年度 「会議の内容について」との問い に対し、「満足」と答えた者の割 合 52.9%	(評価結果の概要) ・シンポジウムの参加者の52.9%が満足。シンポルマークは平成14年度において約130のパンフレット等に使用され、内閣府のみならず地方公共	動の実施 (2)配偶者からの暴力
		会的認識を徹底する。 (2)配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護に関		「配偶者等からの暴力に 関する調査」報告書の作 成	Р	-	-	ı	「配偶者等からの暴力に関する調査」報告書 1,500部 「配偶者等からの暴力に関する調査(概要)」 3,000部	団体等の広報活動に活用されている。 ・平成14年実施の意識調査によれ	に関する法律の円滑な施 行 (3)地方公共団体・民
		する法律(平成13年法律第 31号)の円滑な施行に努 め、調査研究や職務関係者 に対する研修を実施する。 (3)地方公共団体、民間		「配偶者からの暴力の加 害者更生に関する調査研 究」報告書の作成	Р	-	1	1	「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」 1,500部 報告書	ば、配偶者からの暴力に対する認識は高まっており、意識啓発に努めた結果と考えられる。 ・女性センター管理職への研修は参加者の過半数から肯定的評価をえた	の確立 (14年度予算)
		(3)地方公共団体、氏間、 団体との有機的な連携を確 立する。		男女共同参画に関する「相 談研修」におけるアン ケート調査	CM	-	-	1	区 分 14年度 「研修全体について」との問いに対し、「満足」と答えた 者の割合 57.8%	ものの、各都道府県担当者との連絡会議については内容の改善を求める 意見もあったことから今後も会議内	
				連絡会議におけるアンケート調査	СМ	-	-	-	区 分 14年度 「会議の内容について」との問いに対し、「満足」と答え た者の割合 17.0%	容の充実に努め、より有意義な多くの情報を提供していく。 ・ホームページを通じて相談員用の情報提供を行い、その内容等には民間団体等からの意見を反映させるなど、民間団体等との連携を図ってい	
										と、民間団体等との場合をは、 (今後の取組方針等)・「女性に対する暴力をなくす運動」については、広報、ない、 (今後の取組方針では、広報、ない、 (大変を関係を発力をなくが、 (大変を関係を発生のでは、 (大変を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	

政策 番号	政策名	(「政策の目標・目的」)		測 正指標	万領	日信但	基準年次	期間達成年次	測定結果等	評価の結果	政策手段
6 - 1	物価関連施策の		C	(1)公共料金分野におけ	ける構造	き改革へ	の取り	組み		(評価結果の概要)	(1)公共料金分野にお
	推進	いて、 (1)参入規制の緩和・撤 廃により競争を促進させる (2)価格設定方式の弾力 化により事業効率化のイン		物価安定政策会議特別部 会基本問題検討会報告書 の発行、配布及び市販	P	-	-	-	配布(各省庁等へ300部)及び市販(1,000部)	・各分野で参入規制の緩和が広範に 進み競争圧力が高まっている。料金 設定方式の見直しについても届出制 等への移行が進み、料金の低廉化と ともにメニューの多様化が見られ	(2)公共料金分野における情報公開の促進への 取組
		センティブを与える (3)情報公開の徹底によ	į	公共料金各分野における 制度改革への取組状況	CM (P)	-	-	-	(略)	る。 ・情報公開については、多くの分野	共料金に関する情報公開
		り利用者の目による監視を		(2)公共料金分野におけ	ける情報	吸公開の	促進へ	の取り糾] }	でガイドラインが策定され、消費者	(14年度予算)
		強める ことにより、我が国経済の 高コスト構造を是正し、経 済活動の活性化を図り、	!	地方公共料金ワーキング グループ報告書の取りま とめ及び配布	Р	1	-	-	配布(各事業主体等に約7,000部)	からの評価も水準は低いが改善方向 にある。 ・これらの成果は、間接的に内閣府 の施策が有効に機能していることを	
		「公共料金の低廉化」を目指す。	î	物価安定政策会議公共料 金情報公開フォローアッ プ報告書の発行、配布及 び市販	Р	-	-	-	配布(各省庁等へ700部)及び市販(1,000部)	示している。 (今後の取組方針等) ・課題について、関係省庁や事業者 等において公共料金分野の特性に応 じて、さらに具体的に検討すること	
				平成14年度国民生活モニ ター調査実績及び結果	CM	1	-	-	(略)	が望まれる。また、必要に応じて物価変定政策会議の開催を求め、その審議の際に、これら課題への具体的な取組状況を十分チェックするとりまに、内閣府から関係省庁等に対したとし	
				公共料金各分野における 情報公開に関するガイド ラインの策定状況	CM (P)	1	-	-	(平久)	必要な要請をしていく。 関係省庁に対し、公共料金分野に おける情報公開を推進するよう要請 しており、その実現に努めていく。	
			•	(3)内閣府における公共	共料金に	関する	情報公	荆			
				公共料金ハンドブックの 発行、配布及び市販	ļ	-	-	-	配布(各省庁等へ500部)及び市販(2,500部)		
				ホームページ「公共料金 の窓」の更新	Р	-	-	-	(略)		
				(4)各種閣議決定等へ の反映	Р	-	-	-	「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月25日 閣議決定)		

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (「政策の目標・目的」)	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標 基準年次		測定結果等	評価の結果	政策手段
7 - 1	災害復旧・復興 に関する施策の 推進	被災地域の復旧・復興 を、被災地方公共団体が中 心となって迅速かつ円滑に	1	・地方公共団体の災害復 全国調査の結果	日・復興	興対策の	現状に	関する		(評価結果の概要) ・災害復旧・復興対策への取組が未 だ十分とは言えない地方公共団体も	
	·	進められるよう、阪神・淡路大震災等の教訓を活かして地方公共団体、国民等の		「地域防災計画」における 災害復旧・復興関連項目 の改訂経緯	CM (P)	1	-	-	(略)	少なくないが、先進的な取組を行っ ている地方公共団体もあり、内閣府	準等の適正な運用の確保
		災害復旧・復興対策に関する意識の向上を図るととも に、内閣府が災害復旧・復 興に係る調査研究を進め、		「地域防災計画」への対応 状況	CM (P)	-	ı	-	(略)	・インターネットによる情報提供 は、行政機関だけでなく一般国民層 への情報提供手段としても有効に機 能	(14年度予算)
		それらを普及し、地方公共 団体の事前の準備の充実を 図る。		「復興準備計画」に関する 事前対策の実施状況に関 する評価	CM (P)	1	-	-	(略)	に (今後の取組方針等) ・今後は、内閣府の行う施策に対し て更に理解を深めてもらい、災害復 旧・復興対策の実施に積極的に取り	
				内閣府が取り組んできた 調査報告書についての認 知度	CM (P)	-	-	-	阪神・淡路大震災以降に内閣府が取り組んできた調査報告書(複数例示)について、47地方公共団体の認知度を質問したところ、「中身も十分理解」「中身も多少は理解」と回答したのは、6団体~11団体	組む地方公共団体が増えるよう、以下の取組を行っていくことが必要 (1)「地域防災計画」の内容(災害復旧・復興関連部分)の充実	
				内閣府の取組に関する情 報伝達方法	Р	1	-	-	(略)	(2)「地域防災計画」等への「復 興準備計画」の位置付けの推進 (3)先進的地方公共団体の取組に	
				阪神・淡路大震災教訓情幸 状況等	设料 集	東ホーム	ページ	の活用		関する情報提供 (4)災害復旧・復興対策に係るマ ニュアルや手引書の充実及び普及	
				アクセス数	CM (P)	-	ı	1	(略)	(5)災害復旧・復興対策に係る会 議や研修の開催 (6)インターネット等による情報	
				アクセス元	CM (P)	-	1	•	(略)	発信の強化	
				(政策効果を検証)							

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (「政策の目標・目的」)	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標 基準年次				測定約	結果等			評価の結果	政策手段
8 - 1	原子力の安全確		Р	(1)安全規制等に的確	に反映	すべき知	見の獲行	导	平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度		評価結果の概要)	(1)安全規制等に的確
	基盤の整備	原子力災害対策等に必要な 技術的知見・経験を獲得・ 蓄積する。		・安全規制等に反映させ るため、専門部会等にお いて作成された報告書、 計画等の件数	P	-	-	-	-	-	-	12	24	見と続着	平成14年度中に、最新の技術的知 記に基づいた報告書等を24件とりま とめ、外部への調査委託も27件の実 責など、必要な技術的知見の獲得は 請実に進んでいる。 平成14年度には21の国際会議・現 地調査に参加し、意見交換や情報収	(2)国際協力の推進 (14年度予算) 192百万円
				・原子力安全規制に反映 させるため、外部の研究 機関等において行われた 調査件数	P	-	-	-	-	-	16	23	27	こ 獲 (* ・ 収	長を行うなど、国際協力を推進することによって、有効に最新の知見の 長得・蓄積が行われている。 今後の取組方針等) ス集していく。また、国内外の原子 の関係の事例や原因究明及び	
				・原子力事故故障・トラ ブルに関する国内外の事 例を新たに蓄積する件数	Р	-	-	-	31	47	40	26	17	対 う・ い 活	対策について今後とも調査審議を行う。 放射線障害防止に関する事項について、新しい知見の収集、国際的な ・ 動への参画を継続的に実施する。 ・ 各国における原子力安全に関わる	
			!	・放射線、放射性同位元 素に係るトラブルに関す る国内外の事例を新たに 蓄積する件数	P	-	,	-	16	19	23	14	13	知問・さ	ロ見・経験の共有を促進し、広く世間・経験の共有を促進し、広く世間に伝えていく必要がある。 安全目標が社会に理解され、受容されるための方策を検討 リスク・インフォームド型規制の 型期導入に向け検討を行う。	
			•	(2)国際協力の推進					平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度]/		
				・国際会議等への参画回 数	Р	-	-	-	-	-	8	17	21	V		

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (「政策の目標・目的」)	目標 分類		指標 分類	目標値	目標 基準年次	期間 達成年次			測定約	結果等		評価の結果 政策手段
8 - 2	原子力施設の安	我が国の多重補完的な安	С	(1)原子力の安全確保に	に関する	る基本的	な政策の	の立案	平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	
	全確保	全確保体制の下で、安全確保に万全を期す。		・原子力安全委員会の開 催回数	Р	-	-	-	82	85	92	90	83	・安全基準・指針類については着実に関する基本的な政策のに整備を進めている。改定・策定に立案 当たっては幅広い分野の専門家の知(2)安全基準・指針類見に基づき検討を行っており、取組の整備
				・専門部会、調査会等の 開催回数	Р	-	-	-	30	34	32	40	44	の客観性・合理性を高める上で有効 (3)規制調査の実施 (4)申告に対する適じ は 対処理 (4)申告に対する適じ
				・原子力安全委員会決定 及び原子力安全委員会了 承の件数	Р	-	-	-	36	33	33	15	52	- 規制調査については、規制行政庁な処理とは独立した立場の委員会が監視活動を行うことにより事業者・規制行 (14年度予算)政庁・委員会の間の適切な緊張感の 558百万円
				・安全文化に係る現場と の意見交換の実施回数	Р	-	-	-	-	-	-	10	4	維持、意思疎通の円滑化が図られる 点から有効
		<u> </u>		(2)安全基準・指針類の	D整備				平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	
				・新たに整備・改訂した 安全基準・指針類等	CM (P)	-	-	-	0	0	19	1	3	一 不正等を踏まえ、原子力発電施設安全性評価プロジェクトチームを設─ 置。原子力安全・保安院から報告聴
				・安全基準・指針類を整備・改訂する際の「設置された分科会の開催回数」に「分科会専門委員数」を掛けた数	P	-	,	-	-	-	366	76	506	国。原
				・新たな知見に基づき過去5年以内に制改定した 安全基準・指針類に基づ いて行われた諮問件数	CM (P)	-	1	-	2	3	0	6	14	・安全審査の客観性、合理性を高めるとともに、原子力施設の安全確保を確実なものとしていく。 ・新たな施設整備等に併せて、適切なタイミングで、安全基準、指針類の整備を行う。
				・規制行政庁が行う安全 審査のうち、新たな知見 に基づき過去5年以内に 制改訂した安全基準・指 針類が審査に使用された ものの割合		-	-	-	2/9	3/14	0/6	6/10	14/14	・原子力安全委員会が独立した立場から、規制行政庁による後続規制活動を監視・監査する役割を果たしていくため、平成15年3月の実施方針に従って、規制調査を効果的に実施していく。 ・今後とも、事業者及び規制行政庁
				(3)規制調査の実施					平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	
				・規制行政庁による設計 及び工事の方法の認可等 についての報告聴取の総 件数	P	-	-	-	-	-	551	831	776	に応じて必要な勧告等を行う。
				(規制調査の内訳) a)設計及び工事の方法 の認可又は変更認可及び 工事計画の認可又は変更 認可についての報告聴取 の件数	Р	-	-	,	-	-	92	81	71	

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (「政策の目標・目的」)	目標分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標	期間建成年次			測定約	結果等			評価の結果	政策手段
				b) 使用前検査等の合格 についての報告聴取の件 数		-	-	-	-	-	106	193	141			
				c) 保安規定の認可又は 変更認可についての報告 聴取の件数	Р	-	-	-	-	-	82	133	97			
				d) 定期検査及び施設定 期検査の合格についての 報告聴取の件数	Р	-	-	-	-	-	24	81	67			
				e)保安検査の結果についての報告聴取の件数	Р	-	-	-	-	-	117	238	236			
				f)燃料体設計の認可及 び燃料体検査についての 報告聴取件数		-	-	-	-	-	52	83	152			
				g)核燃料物質の使用の 許可又は変更認可につい ての報告聴取の件数		-	-	-	-	-	72	22	12			
				h)廃棄物埋設施設に関する確認についての報告 聴取の件数		-	-	-	-	-	6	0	0			
				(4)申告に対する適切な	な処理				平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	l /		
				核原料物質、核燃料物質 及び原子炉の規制に関す る法律の規定に基づく原 子力安全委員会への申告 に対して的確に処理した 件数		-	-	•	-	-	-	-	0			

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (「政策の目標・目的」)	目標分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標 基準年次	期間建成年次			測定約	洁果等			評価の結果	政策手段
8 - 3	原子力災害対策	より実効性のある原子力	C	(1)原子力災害対策特別	引措置活	まへの対	応		平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度		(評価結果の概要)	(1)原子力災害対策特
		防災体制を構築する。		・緊急技術助言組織会合 及び原子力艦災害対策緊 急助言組織の延べ参加人 数		-	-	-	-	84	83	155	145		・最新の知見を踏まえ、平成14年度	第156号)への対応 (2)原子力災害対策に 係る防災に関する指針類 の改訂
				・原子力防災訓練への延 べ参画人数	P	-	-	1	-	-	346	720	721		は原子力災害対策に係る防災に関する指針類を2件策定・改定した。これらは国の関係機関・地方公共団体等で広く活用されており、実効性のある原子力防災体制の構築において有効に機能している。	159百万円
				・当委員会が参画する原 子力防災訓練の地域数	Р	-	-	1	-	-	9	5	11	l <i>1</i>	(今後の取組方針等) ・引き続き各種訓練を実施し、緊急技術助言組織の対応能力の向上を図る。また、専門グループ別の会合、助言訓練等を実施する。 ・各種防護対策の解除に関する基準	
				(2)原子力災害対策に 係る防災に関する指針類 の改訂	CM (P)	-		-	1	1	2	1	2	/	策定、屋内退避・非難の防護対策等について検討を行い、防災指針類がさらに実効的なものとなるよう見直しを行っていく。	

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (「政策の目標・目的」)	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標 基準年次	期間 達成年次			測定約	· 结果等			評価の結果 政策手段	
8 - 4	原子力安全に関	国民の双方向との意思疎 通を通じて、原子力安全に		(1)国民との直接対話(の場の消	括用			平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度		(評価結果の概要) (1)国民との直接 ・国民と委員会委員との直接対話のの場の活用	対話
	話の促進	関する国民との対話の促進を図る。		・国民との直接対話を行 う場の開催回数	Р	-	-	-	-	-	2	4	10	1	・国氏と安貞云安貞この直接対話のの場の活用 場として、関心の高いテーマを取り (2)適切な広報活 上げ、十分な時間の確保に努めつ実施 つ、シンポジウム、ワークショップ	動の
				・国民との直接対話を行 う場への来場者数	CM (P)	-	-	-	-	-	618	859	2,431	1 1	等を開催 (14年度予算) ・国民から関心度の高い原子力安全 122百万円	
				・パブリック・コメント 又は意見公募に付した報 告書、計画等の件数	Р	-	-	1	-	-	9	4	14	1 1	に係る情報公開に積極的に取り組む ことにより、対話の促進が図られて いる。 ・平成14年度に寄せられた国民から	
				・パブリック・コメント 又は意見公募に寄せられ た質問数		-	-	1	-	-	359	63	134		・ 十版14年度に耐せられた国民から 委員会へのメールによる意見・質問 への回答が大幅に遅延し、有効に機 能を果たすことが出来なかった。	
				(2)適切な広報活動の	実施				平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度		(今後の取組方針等)	
				・原子力安全・意見質問 箱へ寄せられた意見・質 問への回答数	P	-	-	•	-	-	17	58	46		・主に立地県における地域原子力安全シンポジウム、公開ヒアリング及びワークショップ等の開催を通じて、国民の関心の高いテーマに関して、一般を対象とした国民との直接対話の場の活用を図っていくととも	
				・原子力公開資料セン ターの保管資料数	Р	-	-	,	4,750	6,050	7,752	8,896	9,951		に、適切な広報活動を実施する。 ・今後とも原子力安全委員会の活動 に関する情報公開の一層の充実を 図っていく。 ・原子力安全意見・質問箱に寄せら	
				・原子力安全委員会 H P への新規掲載件数	Р	-	-	-	-	-	195	354	332	П	ボールン学を確実に受理できるような万全のメール受け入れシステムを作成する。ホームページの改善を行い見やすく使い易いホームページ	
				・原子力安全委員会を通 じて公開した資料等の案 件数	Р	-	-	-	254	224	283	265	300		行い見やすく使い易いホームページを作成する。	
				・原子力安全委員会に設 置された専門部会等から 公開された資料数	Р	-	-	1	-	-	-	924	682			

政策番号	政策名	達成すべき目標 (「政策の目標・目的」)	目標 分類		指標 分類	目標値	目標基準年次	期間達成年次	測定結果等	評価の結果	政策手段
9 - 1		北方領土の返還の実現に 向けて一致した国民世論の 高揚とその持続、北方領土 在住ロシア人との交流を通 じた日露間の相互理解の増 進等を図る。		(1)北方領土返還要求 署名者数	CM	1	-	1	昭和40年から平成14年度まで署名者数は、7,500万人を突破	(評価結果の概要) ・北方領土返還要求運動は、民間団体等の活動により署名者数が平成14年度までに7,500万人を突破するなど、着実に国民運動として定着・北方四島との交流では、北方領土	よる地域での各種啓蒙活 動の共催・支援 (2)全国規模の各種民
		2 0246.		(2)全国各地の北方領 土返還を求める大会	Р	1	-	1	北方領土返還要求全国大会 23回目(平成15年)	への訪問者が平成14年度までに5,000 人を超え、最近では意見交換会においてロシア人からの率直な意見が見られる。 (今後の取組方針等) ・民間団体等との連携の強化や次代	体が行う各種啓発活動の 共催・支援 (3)2月及び8月を北 方領土返還運動全国強調 月間とし、各種啓発活動
				(3)北方領土問題啓発 施設「北方館」の入館者 数	CM (P)	1	-	1		を担う若い世代に対する啓発に努める必要がある。 また、北方四島との交流(訪問事業)においては、今後も意見交換会等の交流内容を工夫し、北方領土問	(4)根室市における啓 発環境の整備 (5)教育関係者、青少 年など重点的な啓発対象 を根室市に集めて研修会
				(4)北方四島との交流 (訪問事業)の実績	Р	1	-	1	平成14年度までに5,000人を超える	題に関する日本側の主張及び北方領土の歴史的経緯が正しく理解されるように努める必要がある。	
				(5)北方四島との交流 における意見交換会の内 容	CI				(略)		(14年度予算) 559百万円
10 - 1	社会連携等の国 民運動	安心して暮らせる豊かで 住みよい社会の実現を目指 し、様々な国民的課題の解 決に資するための国民運動 の推進を図る。		・ 行事参加者へのアン ケート調査結果	CM	-	-	-	主な行事へ参加した者を対象に実施したアンケート調査結果によると、各行事に対して、回答者の9割程度が肯定的な意見であり、参加者から高い評価を得ていることがわかる。	(評価結果の概要) ・各種行事への参加者の9割程度から、肯定的評価を得でいる。また、全国各地において運動が展開。国民運動が展開。国民運動が展開。	(2)各種国民運動の推
		ジ 月氏医 C 四 ジ 。		・ 運動ネットワークホー ムページへのアクセス数	CM (P)	-	-	-	平成12年度 13年度 14年度 18,429 22,312 37,374	・各種行事について関係省庁からも協力を得ている。 ・有識者からは、地域住民主体の自 主活動への支援として評価されてい る。 (今後の取組方針等)	160百万円
				・ 地球環境問題に対する 国民意識の推移の数値		-	-	-	(略)	・活動テーマの適宜の見直し ・国民(社会)のニーズの把握によ る運動の推進 ・効果的な情報の提供 ・関係省庁、関係部局等との一層の 連携	
				・ 各地での活動人員及び 地域的な広がりの状況	CM	-	-	-	生活学校は、全国で1,000を超える集団約50,000人が自主的に活動。 生活会議も同様に30,000人を超える者が活動に携わっている。		

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (「政策の目標・目的」) 分		指標 分類			期間 達成年次			測定約	· 结果等			評価の結果	政策手段
11- 1	世論の調査	世論調査の実施により, C 国民の基本的な意識の動向	(1)世論調査						平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度		1)世論調査の実施 2)国政モニター制度
		国民の基本的な意識の動向 及び政府の重要施策に関す る国民の意識を公正,中立	各府省からの世論調査	P の	-	-	-	要望件数	47	38	29	24	21	【□珊調車】 ・調査結果は、各府省における企画 を辿れ 立案等に十分活用されている。	
		かつ正確に把握し,国政モニニター制度により,政府の	要望実績					実施件数	12	14	14	14	11	・サンプルサイズや調査手法の妥当 (1	14年度予算) 249百万円
		重要施策等に対する一般国 民からの幅広い意見,要望 などを聴取することで,政 府施策の企画立案等に資す	世論調査の回収率(全 世論調査の単純平均)	国 国	70% 以上	-	各年度	回収率	70.4	70.4	70.3	69.3	70.3	質については、第三者である評価を 員からおおむね良い評価を得ている が、改善に向けた指摘事項もあった ことから、来年度以降、これらの意	- 10 [] / 31 3
		る。	各府省の世論調査結果 利活用の実績・予定	D (P)		-	1			(F	各)			見を参考に一層の改善を図る。 【国政モニター】 ・随時報告については、企画立案の際の参考資料として利活用されてい	
			世論調査ホームページ アクセス件数	CM の(P)		-	-	アクセス 件数	-	-	-	63万		る。 ・課題報告は各府省の要望により実施しているため、各種計画の策定や 審議会の場で活用されている。	
			報告書の配付・貸出件	CM (P)	-	-	-	配布・貸 出件数	1,464	1,628	1,385	1,465		・手法の妥当性等については、第三者である評価委員からおおむね良い評価を得ている。 (今後の取組分割等)	
			(2)国政モニター						平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	(1)世論調査の目標回収率70パー セントを確保するため、平成15年度	
			国政モニター(随時報 告)の報告件数及び関 府省への配付件数(重		-	-	-	報告件数 (1人平 均)	2,222 (4.0)	3,355 (6.1)	2,642 (4.8)	1.901 (3.5)	(3.8)	は抽出を早く行い、事前に調査協力 依頼のはがきを送付するとともに、 過去3年間目標回収率を下回ってい	
			分を含む)	2				配付件数	-	-	-	4,720		るものについては、実施主体を明らかにして調査を行うことを15年度に	
			国政モニター(課題報告)の報告件数(=関府省への配付件数)	F 系	-	-		総件数 (1 課題平 均)	1,110 (278)	772 (257)	1,152 (230)	2,565 (321)	1,404	検討する。 (2) 平成15年度以降再び同じテーマで調査を行う場合は時系列だけの理由で同様の調査手法、調査内容、報告書の内容を採用するのではなく、再度検討を行う。	

政策 番号	政策名	達成すべき目標 (「政策の目標・目的」)	目標分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標 基準年次	期間 達成年次	測定結果等 評価の結果	政策手段
				各府省の課題報告結果の 利活用の状況	CM (P)	-	-	,	(3) 平成15年度以降、機動的に実施する世論調査や現在の調査環境を (略) がんがみてあらゆる調査手法の検討等の調査研究を実施する。 (4) マイクロデータの提供につい	
				国政モニターホームペー ジのアクセス件数	CM (P)	-	-	-	平成10年度 11年度 13年度 14年度 て平成15年度に検討する。 アクセス 件数 件数 件数 日本 8万8千 とるデータベースを整備することについての対応を講ずる。 (6) 更に情報提供を充実させることにより、国政モニターへの啓発を行い、資質の向上と活性化を図る。	
								/	(7)国政モニター会議については、出席率向上のため、9月までに全て実施し、日曜日開催の回数を平成15年度は2回から4回へ増加する。 (8)国政モニターの募集については、平成15年度の募集からインターネットで直接応募できるようにする。 (9)インターネットモニターの実施に向けた調査研究を行い、国民のニーズとの表するのも国政モニター制度の	
						- + - 1			充実強化の検討を平成15年度に行う。 (10)国政モニターの任期の延長等 について、インターネットモニター の実施と併せて平成15年度に検討を 行う。	

(注)内閣府から送付された「平成14年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」を基に当省が作成した。

政策評価審査表(総合評価関係)

テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等	評価結果(政策への反映方針)
障害者施策の総合的推進(障害者基本計画)	って施策が実施されているかどうか・ 施策の総合的な推進が全般的に有効に機能しているかがなの観点から総合的に評価を行う。	人々と同じなき。 (でででででする。) (でででででででできる。) (ででででででででできる。) (でででででできる。) (でででででできる。) (ででででできる。) (ででででできる。) (ででででできる。) (ででででできる。) (でででできる。) (ででできる。) (でででできる。) (でででできる。) (ででできる。) (ででできる。) (ででできる。) (でででできる。) (ででできる。) (ででできる。) (でででできる。) (ででできる。) (ででできる。) (ででできる。) (ででできる。) (ででできる。) (ででできる。) (ででできる。) (ででできる。) (でででできる。) (ででできる。) (でででできる。) (でででできる。) (ででできる。) (ででできる。) (ででできる。) (ででできる。) (ででできる。) (でででできる。) (でででできる。) (でででできる。) (でででできる。) (ででできる。) (ででできる。) (でででできる。) (でででできる。) (でででできる。) (ででできる。) (ででできる。) (ででできる。) (ででできる。) (ででできる。) (ででできる。) (でででできる。) (ででできる。) (ででできる。) (ででできる。) (でででできる。) (ででできる。) (ででできる。) (ででできる。) (でででできる。) (でででできる。) (でででできる。) (でででできる。) (でででできる。) (ででででできる。) (でででできる。) (ででできる。) (でででできる。) (でででできる。) (でででできる。) (ででででででででできる。) (ででででできる。) (でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	「障害者の日」を中心に、広報活動、福祉教育及びボランティア活動を推進 2 教育・育成 障害の重度・重複化等の状況の変化に対応した、 障害児の成長のあらゆる段階における障害の特性 に応じた多様で弾力的な教育・育成の展開 3 雇用・就業 ・ 障害の特性に応じたきめ細かな障害種別対策 ・ 職業能力開発の充実等実効ある職業リハビリテーション ・ 一般雇用に就くことが困難な者のための、授産施設等の整備、多様な就業の場の確保等 4 保健・医療 ・ 心身障害に係る研究の推進 ・ 障害の予防、早期発見、早期治療、根本的治療のための対策、リハビリテーション医療等の充実 ・ 精神障害者の人権に配慮した医療の確保、社会復帰の促進等 5 福祉 ・ ホームヘルプサービス、ショートステイ、デ	障壁、意識上の障壁)の除去に向けて各種施策が計画的に推進された。 2 新長期計画の理念、基本的考え方を継承定により、新長期計画の理念、基本的考え方を継承定により、新長期計画のより効果的なより効果的な力を推進が可能となった。進捗状況は、毎年、確認・把握イオーム・ではは、特神の事業を使出して、大きではある。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、15 年度から 24 年度までの 10 年間に講ずべき障害者施策の四 24 年度までの 10 年間に講ずべき障害者施策の回理念を継承した「障害者基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定回した。なお、基本計画と併せて行う施策とそかにでは、第15年間に重点的に行う施策ともに、障害を定めた「重点を定めた「重点をででするとともに、関係行政と、の間の施策の連携を強化することをした関係のではで計画を見直すこと等に応じて計画を見直すことが図られるよう取組を進めていくこととしている。

(注)内閣府から送付された「平成 14 年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」を基に当省が作成した。

表 1

実績評価方式を用いた評価の対象とする政策

府省	対象とする政策の範囲	対象とする政策の単位	(参考) 政策数
内閣府	内閣府本府の主要な行政 目的に係る政策	「施策」レベルでとらえることが可能な政策	18 政策

(注) 内閣府の基本計画及び実施計画を基に当省が作成した。

表 2

「達成すべき目標」及び「測定指標」の設定状況

府省	「達成すべき目標」の設定状況	「測定指標」の設定状況
内閣府	目標数 18 「政策の目標・目的」(18)	指標数 1 1 8 「指標」(117) 「指標(参考)」(1)

(注) 「平成14年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」を基に当省が作成した。

表 3

達成すべき目標のアウトカム、アウトプット別の内訳

(単位:件)

		左の内訳			
府省		「達成すべき目標」がアウトカムに	「達成すべき目標」がアウトプット		
		着目して設定されているもの	に係る目標が設定されているもの		
内閣府	18	17	1		

- (注) 1 「平成14年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」を基に当省が作成した。
 - 2 本票は、内閣府の分類結果を計上した。

表4

目標に関し達成しようとする水準等が数値化等されている政策

(単位:件)

府省	政 策 数		関し達成しようと ど等されている政	目標に関し達成しようとする水 準が数値化等されていない政策	
			アウトカム	アウトプット	数
内閣府	18	4	4	0	14

- (注) 1 「平成 14 年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」を基に当省が作成した。
 - 2 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている指標数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものを計上した。
 - 3 評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする 水準が数値化等されている場合に、達成しようとする水準が数値化等されている政策として計上した。その 上で、数値化等されている指標中にアウトカム指標を有する政策は「アウトカム」欄へ、それ以外の政策は 「アウトプット」欄へそれぞれ計上した。

表 5 目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない政策に設定されている 指標の分類 (単位:件)

	目標に関し達成しようと				数
府省	する水準が数値化等され ていない政策数		アウトカム (定量的)	アウトカムで (定性的)	アウトプット
内閣府	14	91	32	4	55

- (注) 1 「平成 14 年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」を基に当省が作成した。
 - 2 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない政策数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化等されておらず目標に関し達成しようとする水準が具体的に特定されていないものを計上した。
 - 3 アウトカム指標とアウトプット指標の区分については、 当省において一定の考え方で分類整理したものを 各府省に示し、 それに対し、各府省において分類整理について別の考え方がある場合にはその考え方の提示 を受けるとともに、各府省による分類整理の結果を計上した。

表 6 目標期間の設定状況 (単位:件)

		測定指標				
府省	評価対象政策数	基準年次及 び達成年次 が記載され ているもの	基準年次の みが記載さ れているも の	達成年次の みが記載さ れているも の	小計	測定指標に目標期 間が設定されてい ない政策数
内閣府	18	1	0	3	4	14

- (注) 1 「平成 14 年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」及び内閣府からの聴取結果を基に作成した。
 - 2 「基準年次及び達成年次が記載されているもの」については、一つの政策に複数の測定指標が設定されている場合、少なくとも一つの測定指標に基準年次及び達成年次が設定されている政策数を計上した。

表 7 学識経験を有する者の知見の活用状況

府省	知見の活用状況等	議事録等の HP掲載
内閣府	評価の取りまとめに際して学識経験を有する者から意見を聴取等 なお、内閣府本府の所掌事務は広範多岐にわたることから、取りまとめに際して 意見を聴取するための専門の第三者委員会等の仕組みは設けていない。	×

(注) 「平成 14 年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」及び内閣府からの聴取結果を基に当省が作成した。